

# 京大タテカン訴訟ニュース

第8号 2023年1月19日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

## 第8回口頭弁論が開かれる

**概要** 2022年12月23日14時00分から、京都地方裁判所101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第8回口頭弁論が開催されました。今回も、京都市から京都大学法人に対して多数回実施された行政指導の内容が開示されていない事態の取扱いが中心となりましたが、一部、予期しない進展とも呼べる指示が裁判所からありました。かなり前に私たち原告は、京都市から裁判所に公的機関の間での文書の送付が行われるよう、裁判所に文書送付嘱託を申し立てましたが、被告側は、送付は不要である旨を繰り返し主張しました。そこで原告側は現在、長期間にわたる行政指導の初めの時期には原告に対するタテカン撤去要請が全くなかったにもかかわらず、突然強制撤去の方針に切り換わったのは、期間の途中のどこかで京都市による京都市条例の解釈が変わったからだと考えざるを得ない、と主張し、行政指導の内容の開示によってそのことを明らかにする必要性を説明しました。これに対し、被告京都市は、条例の解釈を変えたことはない、と反論の結論のみを述べましたが、裁判所は、解釈を変えていないなら変えていないことの証明を出すようにと、京都市に指示しました。

京都市はこれに直ちに対応できません。「そんな証拠はあるはずがない」と考えられます。そのため、次回口頭弁論の予定は3か月近くも先に設定されました。次回口頭弁論のすぐ後に、担当裁判官が転勤して交代することが見込まれます。

口頭弁論終了後、京都弁護士会館地下大ホールにて報告集会を開催し、今回手続の意義と今後の見込みが説明されました。すでに記録動画を京大職組のYouTubeチャンネルで公開しております。報告集会には会場およびZoomでのご参加を賜り、厚く御礼申し上げます。

**開示拒否への固執** 今回の口頭弁論に先立って両被告側から提出された書面は、裁判の勝敗よりも、文書を開示しないことを最優先にする、驚くべき内容になっています。すなわち、本件提訴前の京大職組と京大法人との間の団体交渉で、法人側の担当理事は、労組のタテカン掲出が労使慣行として確立していたことは「もちろんです。」と述べており、労使双方がその録音音声を持っていますが、被告京大法人は今回の第5準備書面で、「団体交渉におけるごく一部のやり取り（発言）をもって、法的な労使慣行が成立していたとする原告の主張は、牽強付会である」としています。正式の団体交渉における法人側の発言がでたらめであったと自分で主張しているのです。これだけで不法

行為を自認したようなものです。

また、表現の自由は憲法で保障されていますから、いずれの景観条例も、屋外掲示を完全に禁止して面積をゼロにすることはできません。つまり面積制限の中で、景観と表現の自由や営業の自由とのバランスをとらなければならないのです。したがって、面積をどのように扱うかは、行政指導の中で決定的に重要な内容になっていなければならないはずです。ところが、京



▲ 2022年12月22日京大職組撮影・報告集会の様子

都市は、行政指導における面積規制への言及について全く明らかにしようとしていません。面積への言及がないなら、そのような行政指導（たとえば、全部撤去させるような指導）は憲法に違反して直ちに違法だと考えられます。

このような「自滅」とも見うる主張を被告双方が行っているのは、必死で隠匿している情報が極めて問題のある内容であることを裏付けています。

## 裁判全体の中での位置づけ

**本件訴訟の構造** 本来、今回のタテカン訴訟は、京大におけるタテカンの強制撤去によって表現の自由や労働者の権利が侵害されたことについての「損害賠償請求」の裁判です。文書の開示が争われていることは、全体の筋道からやや外れているようにも見えます。

確かに、法律的には本筋の議論の前段階にとどまっています。しかし実は、現時点の手続きの流れは、図らずも、本件の社会的背景として実質的に重要な点を浮かび上がらせたように思います。それは、タテカン一斉撤去が、学生に対する弾圧の一環であったということです。

**事件の本当の背景** 確かに、京都市は条例の遵守を求める行政指導を大学に限らないさまざまな事業者・住民に対して以前から行っていたと考えられます。しかし、京大に対する一連の指導が開始された時期と、京大立看板規程を制定して一斉撤去に至った時期とを見ると、学生団体の活動に対する締付けの強まった時期と一致しています。

2012年5月に学生団体が正門付近に構築物を設置し、これが大学法人により撤去されたことが7月の部局長会議で報告されています。しかし京大職組の掲示への影響はなく、その後も、台風接近時の一時撤収を確認するやりとりが、大学法人と職組との間で行われています。2017年末の京大立看板規程制定に先立ち、2015年11月に学生担当理事が杉万俊夫教授から川添信介教授に交代し、2016年8月以降数回にわたって、学生団体のタテカンが大学法人によって強制撤去されました。

そのような中で、京大職組の掲示は、掲示主体が学生と異なるにもかかわらず、学生のタテカンと区別して検討されることなく撤去されたのではないかという疑いが濃厚です。そうだとすると、行政指導の

内容が開示された場合、ほとんど検討のなされなかったことが明らかになるはずですが。これは被告両名にとって決定的に不利な証拠です。実際、京大立看板規程は、学生の出す立看板しか想定していない構成および文言になっています。現在の規程上、労働組合は学生団体よりも劣後する扱いを受けています(11月祭や新入生歓迎の時期にも一切キャンパス外周に掲示を出すことはできません)。制定時にも、京大職組には、法人との話し合いの機会は一切与えられませんでした。

そのことも、労働者の権利の無視や、学会・公開シンポジウム等の看板すら出せなくすることによる精神的自由の無視として重大ですが、本件裁判で直接には争われていない、「学生への弾圧」という問題も、明らかになれば、京大法人および京都市政に対する深刻な社会的非難を呼び起こすことが十分に想定されます。被告両名が、裁判の勝敗よりも情報の隠ぺいを優先させるような態度をとっている理由はここにあると推察されます。

## 今後の予定

10月5日と21日の弁護士会議での検討をふまえ、原告は、行政指導が不当な内容であったことについてさらに書面を提出します。

次回の口頭弁論は、**2023年3月13日(月)11時00分**から京都地裁101号法廷で行われます。報告集会は、口頭弁論後に、京都弁護士会館地下大ホールにてオンラインと対面の併用で実施いたします。

ぜひ、引き続いてのご注目と応援をよろしくお願い申し上げます。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト代表  
・副委員長 高山佳奈子)



▲ 2022年10月27日京大職組撮影・今出川通の11月祭看板